



精神病床の取扱いに関する要綱整備について

【目次】精神病床の取扱いに関する要綱整備について

- 1 本日の説明事項（概要）
- 2 病院等の開設等に関する指導要綱
- 3 精神病床の取扱い
- 4 今後のスケジュール（予定）
- 5 改正後の病床事前協議の想定スケジュール

＜参考＞ 病床について

1 本日の説明事項（概要）

精神病床については、要綱が未整備であるため**明文化する必要がある**。



- ①病床の事前協議について定めた「病院等の開設等に関する指導要綱」に**精神病床の取扱いを含める**よう、改正することとしたい。
- ②併せて、療養病床及び一般病床の配分を希望する際、**過剰な精神病床を削減**することをルールとするよう、改正することとしたい。

2 病院等の開設等に関する指導要綱

○事前協議

- ・ 病院等の開設等に関する指導要綱では、病院及び有床診療所の開設等にあたり必要となる**病床について**、公募により希望者を募り、**事前に協議して配分すること**としている。
- ・ 事前協議の対象となるのは、毎年度4月1日現在の**既存病床数が基準病床数を下回ることになる二次保健医療圏**で、知事が必要と認め決定したものの。

○適用除外

- ・ 事前協議の適用除外として、**医療法人化・親族への継承等や同一の二次保健医療圏内の移転等が規定**されている。

移転建替え

指導要綱の適用除外の**対象**

既確保病床を維持したまま、同一の二次保健医療圏内での移動が可能

指導要綱の適用除外の**対象外**

移転前の場所で**病床返上** → **移転後の場所での病床確保**

3 精神病床の取扱い

○改正ポイント①

病床の事前協議について定めた「病院等の開設等に関する指導要綱」に精神病床の取扱いを含めるよう、改正することとしたい。

(考え方)

- ・ 精神病床は指導要綱に含まれていないことから、施設の老朽化に伴い隣の敷地に病院を建て替えたいといった場合でも、移転前の場所で病床を返上し、移転後の場所で病床確保が必要となるが、既存病床が過剰のため新たな病床の配分は受けられない。
- ・ また、現状では、この指導要綱は精神病床を対象としていないため、精神病床の取扱いにあたっては、一つ一つ保健医療計画推進会議で整理しなければならず、合理的でない。

※ 令和元年度の個別承認の際、精神病床を指導要綱に盛り込むことについて、県医療審議会と県精神保健福祉審議会でご了解いただいている。

3 精神病床の取扱い

○改正ポイント②

併せて、療養病床及び一般病床の配分を希望する際、**過剰な精神病床を削減**することをルールとするよう、改正することとしたい。

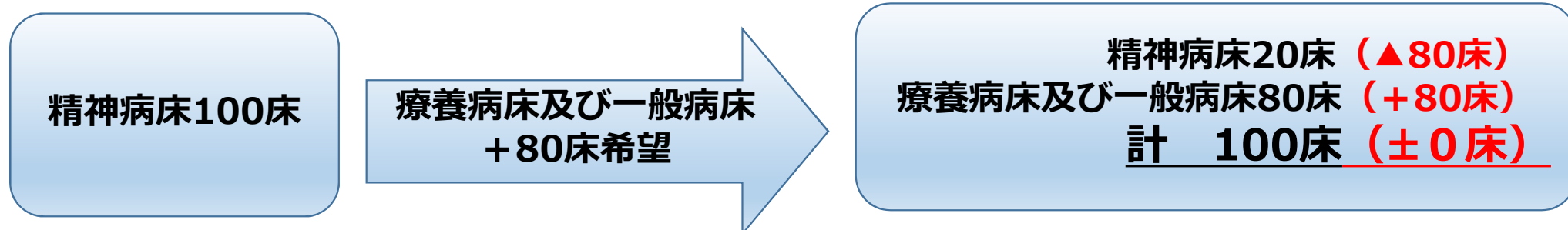
(考え方)

- ・ 令和3年度の病床事前協議の際、同一の二次保健医療圏内で精神病床を有する2病院が療養病床確保を希望した。
- ・ 精神科病院協会の自主的な取組により、加入病院は「希望する療養病床と同数の精神病床減」としたが、非加入病院は「精神病床維持」となった。
- ・ 神奈川県の精神病床は過剰であり、公平性の観点からも、「県としては不足な種別の病床の配分を受ける際は、過剰な種別の病床を減らす」という取扱いを指導要綱に規定することとしたい。

3 精神病床の取扱い

○改正ポイント②（パターン例）

（精神病床を有する病院が「療養病床及び一般病床」を希望した場合）



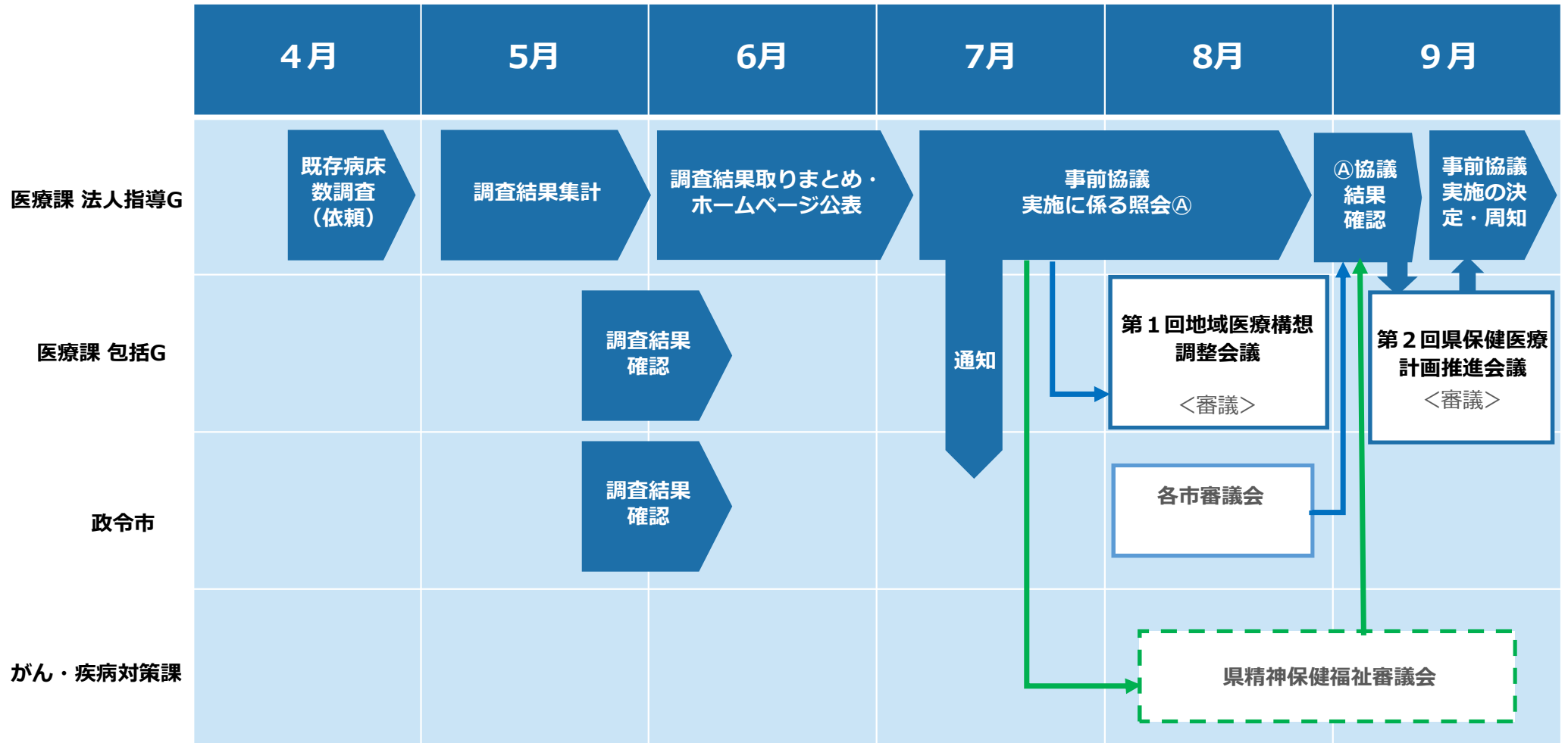
※ 病床の削減は同数としたい。

- ・ただし、精神病床を削減できない（例：精神科救急を担っている精神病床しかない）場合であつて、当該二次保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議及び神奈川県保健医療計画推進会議で、配分を希望する療養病床及び一般病床の整備の必要性が認められた場合に限り、事前協議の対象とできる可能性がある。

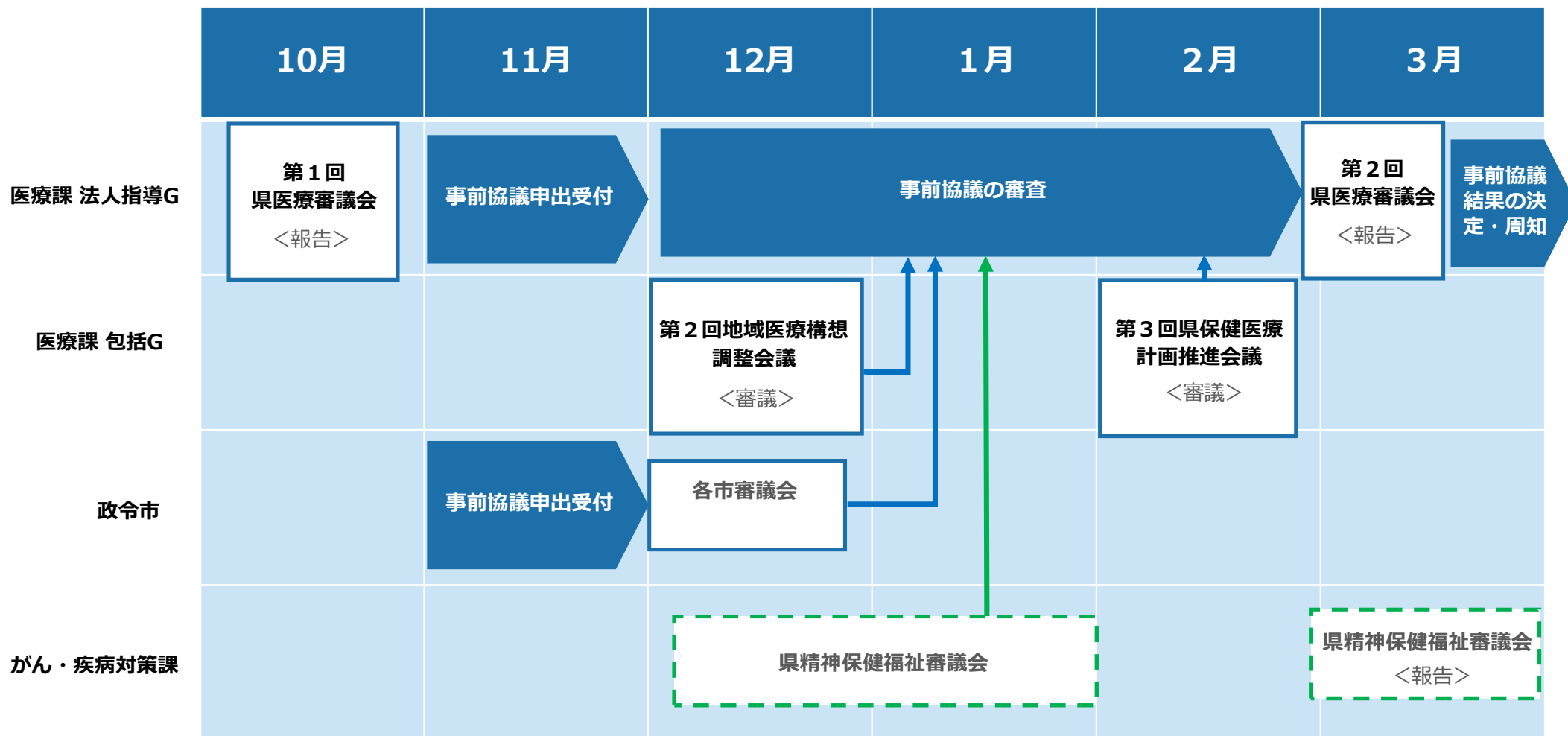
4 今後のスケジュール（予定）

日程	会議体	内容
9月〇日	第2回県保健医療計画推進会議	改正内容を提示、意見聴取
10月上旬		指導要綱改正、各保健所設置市等に通知 <u>令和4年度病床整備に関する事前協議から適用</u>
10月〇日	第1回県医療審議会	改正内容の報告

5 改正後の病床事前協議の想定スケジュール（4月～9月）



5 改正後の病床事前協議の想定スケジュール（10月～3月）



<参考> 病床について（病床の種別、基準病床数、既存病床数）

○病床の種別

- ・ 病床には、①精神病床、②感染症病床、③結核病床、④療養病床、⑤一般病床がある（医療法第7条第2項第1号～第5号）。

○基準病床数

- ・ 病床を整備するための目標であるとともに、基準病床数を超える病床の増加を抑制する基準となるもの。県保健医療計画に、④療養病床及び⑤一般病床（二次保健医療圏ごと）、①精神病床（全県）、②感染症病床（全県）、③結核病床（全県）の基準病床数が定められている。

○既存病床数

- ・ 病院等が開設許可を受けている又はすでに確保されている病床で、職域病院の職域相当病床数等を除いた病床数のこと。
- ・ 毎年度4月1日現在で療養病床及び一般病床、精神病床、感染症病床、結核病床の既存病床数を算定している。

<参考> 病床について（令和4年4月1日現在の既存病床数）

○療養病床及び一般病床

二次保健医療圏	基準病床数 A	既存病床数 B (令和4年4月1日現在)	差引 (B-A)
横浜	23,993	23,620	△ 373
川崎北部	3,796	4,330	534
川崎南部	4,189	4,772	583
相模原	6,545	6,462	△ 83
横須賀・三浦	5,307	5,096	△ 211
湘南東部	4,064	4,413	349
湘南西部	4,635	4,628	△ 7
県央	5,361	5,346	△ 15
県西	2,809	3,092	283
合計	60,699	61,759	1,060

<参考> 病床について（令和4年4月1日現在の既存病床数）

○精神病床

区 域	基準病床数 A	既存病床数 B (令和4年4月1日現在)	差 引 (B-A)
全 県	10,992	13,646	2,654

○感染症病床

区 域	基準病床数 A	既存病床数 B (令和4年4月1日現在)	差 引 (B-A)
全 県	74	74	0

○結核病床

区 域	基準病床数 A	既存病床数 B (令和4年4月1日現在)	差 引 (B-A)
全 県	129	146	17

説明は以上です。